

2019年9月10日

「フリーランス・芸能関係者へのハラスメント実態アンケート」 および「要望書」へのコメント

村尾 祐美子（東洋大学社会学部）

まず申し上げたいのは、今このタイミングでこのアンケートと要望書が発表されるのには、大きな意義があるということです。

実は、（個人商店主と農林業従事者を除いた）フリーランス全体の実態については、2017年にJILPTがすでに調査を行っています。その結果、調査対象者の約半数が仕事でトラブルを経験しており、「セクハラ・パワハラ等の嫌がらせを受けた」というラフなカテゴリーでの把握ではありますが、そうした問題があることも指摘されていました¹。

この実態調査やヒアリングの結果をふまえ、「雇用類似の働き方に関する検討会」は、雇用類似の働き方の課題として＜発注者からのセクシュアルハラスメント等の防止＞を明記した報告書をまとめ²、2018年4月の労政審労働政策基本部会に提出しました。そこでの議論の結果、同年10月から「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」が開催され、2019年6月に公表された中間整理では、発注者からのセクシュアルハラスメント等の防止に関し、「労政審雇用環境・均等分科会で行われるハラスメント指針等の議論において検討していくことが適当」とされました³。

けれども、委託やフリーランスで働いている人々が、業務との関連で、具体的にどういった範囲、内容のハラスメントを受けているのかについての、国による実態調査はできていません。職種や業種特有のハラスメントを考慮する難しさなどもその一因でしょう。けれども、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について、労政審雇用政策基本部会の報告書は「実態把握と並行して検討を進めていくことが必要」と述べており⁴、実態把握の不十分さは問題でした。

だからこそ、今回このタイミングで当事者によりアンケートが実施され、まさにそうした実態把握のもと、現状の課題に鑑みて必要な保護を求める内容の要望書が提出されたことは、非常に意義あることと考えます。このアンケートと要望書は、雇用類似の働き方をしている人々のためのハラスメント対策に関する今回の省令・指針の議論において、具体的な対策を書き込むことに大きく貢献することでしょう。

今回のアンケート報告書の内容は多岐にわたる一方、残り時間は少ないので、重要な点を四つだけお話

¹ 独立行政法人労働政策研究・研修機構（2019:89, 92-95）。1年間に調査対象者の約半数が仕事でトラブルを経験していることや、働き方が労働法上の「労働者」に近い者ほどトラブルを経験しやすく、また、セクハラやパワハラにも逢いやすいこと、さらに、セクハラ・パワハラ等の嫌がらせは他のトラブルに比べて問題解決が難しいことなどが明らかになりました。

² 雇用類似の働き方に関する検討会（2018:43）。

³ 雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会（2019:21）。

⁴ 労働政策審議会労働政策基本部会（2018:17）。

したいと思います。

第一に、このアンケートは、ハラスメントに特化した詳細な質問により、フリーランスに対するハラスメント防止策の必要を明確に示しました。近年、雇用類似の働き方が注目されていますが、そうした働き方が人々に良好な就業の場を提供するものであるためには、ハラスメント問題への対処を欠くことはできません。

第二に、このアンケートは、従来「契約トラブル」として捉えられてきたこと、例えば納品した成果物や出演した作品に対して難癖をつけ、報酬や消費税を支払わなかったりすることなどを、「経済的な嫌がらせ」と位置付け、ハラスメントの文脈で可視化しました。こうしたことは、これまで「事業主として対等な立場にある者どうしの意見の相違」として理解されがちでした。しかし、ILOの2019年ハラスメント条約にあるように、経済的に害を与えることを目的にした行為や脅威、あるいはそのような危害に帰する（可能性が高い）行為などもまた、暴力やハラスメントでありえます。取引における公正さを尊重する規範を欠いては、雇用類似の働き方の健全性が損なわれます。現在多くのフリーランスの方が「経済的な嫌がらせ」を経験していることは、政策的取組の必要性を示すものです。

第三に、このアンケートでは、従来の調査では行われていない性別ごとの集計をしています。報告書のクロス集計結果から分かるように、性別によりハラスメントの見聞や経験の内容も、その影響も、相談の有無も、異なっている点が多々あるようです。きめ細かな集計を行うことは、よりの確な実態把握につながります。今後の国による調査においても、性別ごとの集計が行われるべきと考えます。

最後に申し上げたいのは、この調査が働く人々自身の手によって行われ、これまですくいあげられてこなかった多くのハラスメント被害者の声を可視化したことの重要性です。日本におけるセクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンスの調査の先駆けは、いずれも当事者が主導するかたちで行われ、法律に結実しました。今回のアンケートもこうした当事者による調査の系譜に連なるものであり、その価値を強調しておきたいと思います。

【引用文献】

雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会、2019、「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会 中間整理」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000523635.pdf>

雇用類似の働き方に関する検討会、2018、『「雇用類似の働き方に関する検討会」報告書』

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11909500-Koyoukankyoukintoukyoku-Soumuka/0000201113.pdf>

労働政策研究・研修機構、2019、『「独立自営業者」の就業実態』（JILPT 調査シリーズ No.187）

<https://www.jil.go.jp/institute/research/2019/documents/187.pdf>

労働政策審議会労働政策基本部会、2018、『労働政策審議会労働政策基本部会報告書～進化する時代の中で、進化する働き方のために～』

<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000349763.pdf>